

令和4年6月

令和5年度の税制改正に関する要望書

名古屋税理士政治連盟

会長 菱田 裕之

最重点要望事項

【消費税】

- 適格請求書等保存方式（インボイス方式）を導入しないこと。
〔要望事項8〕 7頁参照
- 消費税は単一税率とすること。
〔要望事項9〕 8頁参照

【所得税】

- 所得控除を見直すこと。
〔要望事項1〕 1頁参照

令和5年度の税制改正に関する要望

本連盟は、令和5年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる12項目について要望書を取りまとめました。

この要望書は中小企業者等、納税者の税負担の適正化を求めて、次のような視点から提言をしています。

1. 公平な税負担
2. 理解と納得のできる税制
3. 適正な事務負担
4. 時代に適合する税制
5. 透明な税務行政

国会議員の皆様におかれましては、本連盟の意とするところをお汲み取りいただき、党内審議及び国会審議に際しましては、本連盟の要望実現に向けて是非ともご尽力、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年6月

名古屋税理士政治連盟

会長 菱田 裕之

目 次

税制改正に関する重点要望事項

【所得税】

- ◎ 1. 所得控除を見直すこと。 1 頁
- 2. 所得税の確定申告期限を延長すること。 3 頁
- 3. 災害損失控除を創設すること。 3 頁

【法人税】

- 4. 損金算入規定等について見直すこと。 4 頁

【所得税・法人税共通】

- 5. 少額の減価償却資産における取得価額基準を引上げること。 5 頁

【相続税・贈与税】

- 6. 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更すること。 5 頁
- 7. 相続税法と民法の取り扱い上の差異を解消すること。 6 頁

【消費税】

- ◎ 8. 適格請求書等保存方式（インボイス方式）を導入しないこと。 7 頁
- ◎ 9. 消費税は単一税率とすること。 8 頁
- 10. 各種課税制度の選択できる時期を見直すこと。 9 頁

【住民税】

- 11. 住民税においても申告不要制度を創設すること。 9 頁
- 12. ふるさと納税の適正化を図ること。 10 頁

税制改正に関する重点要望事項

【所得税】

◎ 1. 所得控除を見直すこと。

(1) 年少扶養親族に対する扶養控除を復活させること。(所法2、84)

〔理由〕

年少扶養親族（16歳未満）に対する扶養控除は、子ども手当の財源としてその制度が廃止された。しかし、その後、子ども手当は廃止され、改組された児童手当も所得制限が設けられているため、年少者を扶養する者に対する社会保障上の支給と所得税における所得控除のバランスが著しく損なわれている。

国民が安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しし、少子化問題に対応する観点からも、早急に16歳未満の扶養親族も扶養控除の控除対象扶養親族に含めるべきである。

(2) 基礎控除額を引き上げること。(所法86)

〔理由〕

基礎控除額は、本来、憲法25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する最低生活費としての性格を有するものと考えられる。その考えによるならば、基礎控除額の水準は、生活保護制度における生活扶助基準額程度は必要となるが、これと比較しても十分な額とはいえず、その役割を果たしているとはいえない。

まずは最低生活費の意味合いを持つ基礎控除額に関しては、前述の生活扶助基準額などを参考にして大幅にその金額を引き上げるべきであ

り、その後において関連諸制度の整理見直しをすべきである。

平成30年度の税制改正では、フリーランスや起業者など様々な形態で働く人々を支援するため、給与所得控除額や公的年金等控除額を基礎控除額に振り替える見直しが行われた。あわせて、所得再分配の観点から、所得が一定額を超える者について、基礎控除額及び配偶者控除額等を通減・消失させるとともに、公的年金等以外に一定額を超える所得を得ている者については、公的年金等控除額を引き下げるなど、各種控除の見直しが行われた。

しかしながら、基礎控除は、前述のとおり基礎的な人的控除であり、憲法25条の生存権を保障するために最低生活費相当額を控除する制度であることから、納税者本人の所得金額に応じて通減・消失させるべき控除項目ではない。

また、働き方の多様化により、フリーランスや起業者などと、給与所得者や年金受給者との間に不公平があるのであれば、各種所得の金額を計算する上において合理的な基準により負担調整を行うべきであり、所得控除に振り替える調整をすべきではない。

さらに、現状の所得控除方式によると高所得者ほど税額削減効果が高く、有利であるという問題については、所得控除方式の人的控除を行った後の課税所得に対して適用される税率構造（ブラケット）を調整すべきである。

2. 所得税の確定申告期限を延長すること。(所法120)

[理 由]

所得税の確定申告期限は3月15日であるが、毎年の税制改正により所得税に関する規定がますます複雑化しており、確定申告書の作成においてより多くの時間が必要になっている。また、令和5年10月1日から導入が予定されている消費税のインボイス制度により納税者の所得税の確定申告に係る負担がさらに増大するものと考えられる。個人事業者の消費税の確定申告期限が3月31日であることや所得税の確定申告情報を基に課税する地方税の賦課課税事務への影響を考慮して、所得税の確定申告期限は少なくとも3月末日まで延長すべきである。

3. 災害損失控除を創設すること。(所法72)

[理 由]

近年、わが国では大規模な災害が頻発している。個人が災害により被害を受けた場合、現行の制度（雑損控除）では、課税所得の計算上、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとしている。しかし、災害による資産に関する損失は、盗難又は横領による損失よりも多額になることが多い。

その場合の解決策として、雑損控除から自然災害による損失を独立させて災害損失控除を創設すべきである。

課税所得の計算上における所得控除等の順序については、災害による担税力の喪失を最大限に勘案する観点から、まず災害損失控除以外の他の所得控除を適用し、最後に災害損失控除を適用することとすべきである。

当年分の所得金額から災害損失控除及び純損失を控除しきれない場合の繰越控除期間は現在の3年間よりも延長されるべきである。

【法人税】

4. 損金算入規定等について見直すこと。(法法34条)

〔理由〕

(1) 法人税法において役員給与は原則損金算入であることを明示すること。

職務執行の対価として会社法に従って適法に支払われた役員給与は、損金の額に算入されるべきであり、役員給与は原則損金算入であることを法人税法に明確に規定すべきである。現行の法人税法34条の規定を改め、過大な役員給与等損金不算入になる要件を別に限定的に定めるべきである。

(2) 退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて損金算入を認めること。

就業規則等により退職金や賞与の支払を明確に規定し、退職給付引当金、賞与引当金を合理的に算定している法人については、当期の負担と考えられる金額の損金算入を認めるべきである。

(3) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入率を見直すこと。

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金については、取引先が破産手続開始等の申立てを行うような状況における債権者への配当割合は極めて小さい。また、引当金の形式的な50%の繰入限度額という設定は現実と大きく乖離していると認められる。倒産・破産の実例から平均的な配当割合等についての情報を収集することは、比較的容易であると考えられるため、実際の配当率等を参考にして繰入率を見直すべきである。

【所得税・法人税共通】

5. 少額の減価償却資産における取得価額基準を引上げること。

(所令138条、139条、法令133条、133条の2、措法28条の2、67条の5)

〔理由〕

取得価額が30万円未満の減価償却資産については、措置法による中小企業者の特例や一括償却などの方法が併存し、複雑な制度となっている。事務負担の軽減及び投資の促進のために、個人・法人の区別なく、また法人の規模・種類を問わず、全額必要経費又は損金に算入できる減価償却資産取得価額基準を、一律30万円未満に統一すべきである。

【相続税・贈与税】

6. 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更すること。

〔理由〕

現行の相続税法では、遺産取得課税を前提としつつも、税負担総額は各相続人の実際の取得額にかかわらず、遺産の総額と法定相続分によって一律に算出するという我が国独特の制度である法定相続分課税方式を採用しているため、次のような問題がある。

- 同額の遺産を取得した場合でも遺産の総額や法定相続人の数により相続税額が異なる。
- 相続財産に申告漏れがあり修正申告等をした場合には、その漏れていた財産の取得者だけでなく、全ての相続人や受遺者の相続税額に影響を及ぼす。
- 相続税の申告をする場合、他の相続人から、相続により取得した財

産だけでなく、生命保険金や死亡退職金の金額の提示を受けなければならぬ。

よって、相続人や受遺者が実際に取得した財産に各々課税する遺産取得課税方式へ変更すべきである。

また、遺産取得課税方式に移行した場合、各相続人が取得した財産に応じて相続税が課されることから、連帯納付義務は当然に廃止されるべきである。

7. 相続税法と民法の取り扱い上の差異を解消すること。

(1) 遺留分減殺請求権が遺留分侵害額請求権に変わったことによる必要な措置を講ずること。

[理 由]

令和元年7月1日施行の改正民法により、遺留分減殺請求権が遺留分侵害額請求権へ変更され、金銭債権化されたことにより、受遺者等が遺留分の侵害に対し金銭ではなく相続財産で弁済した場合には譲渡所得税が課されることとなった。しかし、相続財産による弁済は相続手続の一環であり、民法改正前と同じく譲渡所得税が課されないよう法整備が必要である。

(2) 相続手続に必要な費用等についても控除を認めること。

(相法13、14)

[理 由]

相続手続に必要な費用について、現行の相続税法は、債務や葬式費用とは異なり相続財産の価額から控除することを認めていない。相続手続費用は相続財産に係るもので、相続に伴い必然的に発生するものであり、確実に相続財産を減少させるものであるため、民法でも、相続財産に関する費用は、その相続財産の中から支弁する（民法885条）、遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする（民法1021条）と規定されている。

したがって、相続手続に必要な費用のうち遺言執行費用や遺産分割に直接必要な測量費等で、相続開始後の一定期間内に確定したものについては相続財産から控除できるようにすべきである。

【消費税】

◎8. 適格請求書等保存方式（インボイス方式）を導入しないこと。

(新消法30①、57の2～57の4)

[理 由]

令和5年10月に予定されているインボイス方式では、現行の免税事業者は、インボイスを発行することができないため、免税事業者が不利な取引条件を求められたり、取引自体から排除されたりするおそれがある。また、インボイスを保存することが、仕入税額控除の要件とされるため、インボイスの発行や保管などの事務の増加は中小企業にとって極めて重い負担となることが見込まれる。

現行の消費税法は取引慣行や中小企業の納税事務負担に配慮した帳簿方式を採用し、請求書等の保存などにより制度の透明性は確保されてい

る。また、帳簿方式は事業者が法人税や所得税の申告のために作成している会計帳簿によって仕入税額控除を行うことができ、インボイス方式と比べて事業者の納税事務負担ははるかに少なく済むと思われる。

よって、帳簿方式を継続し、インボイス方式の導入を見送るべきである。

◎ 9. 消費税は単一税率とすること。(消法2九の二、十一の二)

[理由]

消費税の軽減税率は、次に掲げる理由により廃止し、単一税率に戻すべきである。

- ①軽減税率制度による軽減効果は、低所得者より高所得者の方がその恩恵をより多く享受することになり、低所得者に対する負担軽減策としては不十分である。さらに、軽減税率制度により一定の消費税の逆進性は緩和されるが、逆進性そのものが解消するわけではなく、低所得者の税負担率は相対的に高いままとなる。
- ②軽減税率制度による税収減収額を補てんするため、標準税率の更なる引上げ、社会保障給付の抑制が必要になる。
- ③軽減税率制度を導入している諸外国を見ても、軽減税率の対象となる品目が必ずしも合理的に決定されているとは認めがたく、そもそも明確な基準を設定することは困難である。また、その選定に当たっては、業界団体の圧力や政治的介入を招き、恣意性が排除できなくなるおそれがある。
- ④軽減税率制度は、経済活動に対する競争中立性を阻害するおそれがある。

10. 各種課税制度の選択できる時期を見直すこと。(消法9、37)

[理 由]

基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となる場合や、反対に、その課税期間の課税売上高が一定額以下であっても納税義務が生じるような場合があり、小規模事業者にとって極めて煩雑な制度となっている。こうした弊害を解消するために、納税義務を判定するための基準期間制度を廃止し、全ての事業者を課税事業者とした上で、その課税期間の課税売上高が一定額以下の小規模事業者には、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

なお、簡易課税制度についても同様に、現行の基準期間による判定ではなく当年又は当事業年度の課税売上高が一定額以下の場合には確定申告時に選択できるよう改正すべきである。

【住民税】

11. 住民税においても所得税と同様に給与所得以外の少額所得について、申告不要制度を創設すること。

[理 由]

所得税法では年末調整で課税関係が完結する給与所得者につき、給与所得、退職所得以外の20万円以下の少額所得については確定申告不要としている。また、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の納税者についても、確定申告不要としている。

ところが、住民税には同様の規定がないため申告が必要となる場合がある。所得税の確定申告が不要であっても住民税の申告を失念すること

で、申告する場合より税額が多くなることも起こりうる。住民税における所得控除額を所得税と同額とし、更に少額申告不要制度を導入することで、納税者の混乱防止、事務負担軽減を図るべきである。

12. ふるさと納税の適正化を図ること。(地法37の2)

[理 由]

本来、住民税は、応益課税の観点から、納税者が住所地を有する自治体に、行政サービスを受ける対価として納付するものと考えられている。しかし、ふるさと納税が普及し、納税者の意志により、任意に納税先を選択できることとなり、結果として、本来の住所地への納税額が減額されているという弊害が指摘されている。

また、実際の運用段階において、当初制度設計時には想定されていなかった諸問題も同時に指摘されている。

平成31年度税制改正では、返礼品について、その調達額を寄附額の30%以下で、かつ、地場産品とするという基準を守らない自治体については指定自治体から除外するとの規定が設けられたが、寄附文化の醸成を図るのであれば、ふるさと納税には一定の限度額を設け、本来の寄附金税制を充実すべきである。